

## 栃木県消費生活相談員人材バンク設置要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、栃木県内の消費生活センターや消費者行政担当課（以下「消費生活センター等」という。）における消費生活相談窓口の機能強化を図るため、「栃木県消費生活相談員人材バンク」（以下「人材バンク」という。）を栃木県（以下「県」という。）に設置し、消費生活相談員（以下「相談員」という。）の採用を希望する消費生活センター等と相談員として就職を希望する者との仲介を行うことに関して、必要な事項を定めるものとする。

(人材バンクに登録できる者)

**第2条** 人材バンクに登録できる者は、消費生活センター等に就職を希望する者で、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

- 一 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者
- 二 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を有する者
- 三 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を有する者
- 四 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有する者

(登録手続き)

**第3条** 人材バンクへの登録を希望する者は、人材バンク登録申請書（様式第1号）に人材バンク登録票（様式第2号）を添付して県に提出するものとする。

(登録)

**第4条** 県は、前条に規定する人材バンク登録票に基づき、人材バンクへの登録を行うとともに、登録者リスト（以下「リスト」という。）を作成するものとする。

(登録情報の変更)

**第5条** 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに、県に対して人材バンク登録変更届（様式第3号）を提出するものとする。

- 2 県は、前項の人材バンク登録変更届を受理したときは、速やかに登録情報の更新を行うものとする。

(登録情報の削除)

**第6条** 登録者が人材バンクへの登録を希望しなくなった場合は、速やかに、県に対して人材バンク登録辞退届（様式第4号）を提出するものとする。

- 2 県は、前項の人材バンク登録辞退届を受理したときは、速やかに登録者の情報を削除するものとする。

(登録内容の確認)

**第7条** 県は、登録者に対し毎年度定期的に登録内容を確認するものとする。

(人材バンクの活用方法等)

**第8条** 登録者を採用しようとする消費生活センター等は、県に対し、人材バンク情報提供依頼書（様式第5号）を提出するものとする。

- 2 県は、消費生活センター等から依頼があった場合は、リストに掲載された情報に基づき、速やかに回答書（様式第6号）を送付するものとする。
- 3 消費生活センター等は、県から情報提供を受けた後、当該登録者に対し、勤務条件を説明し、採用面接等を行うものとする。
- 4 消費生活センター等は、前項の採用面接等の結果について、県に人材バンク採用結果報告書（様式第7号）を提出するものとする。

（登録の抹消等）

**第9条** 県は、登録者について、その申請内容に虚偽の記載があった場合、又は相談員としてふさわしくないと認められる行為があった場合には、当該登録者の登録を取り消すことができる。

- 2 県は、第7条の確認の結果に基づくほか、必要に応じてリストの内容を訂正し、又は削除することができる。

（個人情報の保護）

**第10条** 県は、登録者から知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関連法令に則し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の適正な管理に努めるものとする。

（雑則）

**第11条** この要領に定めるもののほか、人材バンクの実施に必要な事項は、くらし安全安心課長が別に定める。

**附 則**

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成29年2月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、令和元（2019）年5月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、令和3（2021）年1月14日から適用する。

**附 則**

この要領は、令和4（2022）年4月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、令和5（2023）年4月1日から適用する。